

帯広市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月18日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第30号

帯広市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

帯広市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「かかわらず、」の次に「地方公務員」を、「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同条第2項中「、第13条」を削り、同条第3項中「かかわらず、」の次に「地方公務員」を加え、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第4項中「第11条、第13条」を「第11条」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。